

# 熊谷市熱中症予防推進用物品貸与事業実施要綱

平成20年4月10日市民部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の熱中症による被害を防止するため、熱中症に対する知識の普及及び啓発を行うに当たり、熱中症予防推進用物品（以下「物品」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に定める物品の貸与の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市有施設等において行事等を主催する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(物品の種類)

第3条 貸与する物品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) のぼり旗
- (2) のぼり旗掲示用ポール

(借用申請)

第4条 物品の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熱中症予防推進用物品借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容等を審査の上、速やかに貸与の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により物品の貸与を決定したときは、熱中症予防推進用物品貸与決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、物品を貸与することが不適切であると認めるときは、熱中症予防推進用物品貸与非決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（貸与の条件）

第6条 市長は、前条第1項の規定により物品の貸与の決定をするときは、物品を借り受ける者（以下「借受人」という。）に対し、物品を目的以外に使用してはならない旨を当該貸与の条件として付するものとする。

2 市長は、借受人に対し、その使用環境に応じ特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。

3 市長は、借受人が前2項の規定に違反して物品を使用したときは、借受人に対して貸与を取り消し、物品を直ちに返却させることができる。

（貸与の期間）

第7条 物品の貸与の期間は、7月1日から9月30日までの期間とし、原則として5日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、さらに期限を設けてこれを延長することができる。

2 借受人は、貸与期間中であっても、物品の貸与を必要としなくなったときは、速やかに当該物品を返却しなければならない。

（貸与に係る費用）

第8条 物品の貸与に係る費用は、無料とする。

（留意事項）

第9条 借受人は、善良な管理者の注意をもって貸与された物品の維持管理を行い、これを貸与の目的以外に利用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 借受人は、物品の全部又は一部をき損、又は滅失したときは、速

やかに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

3 市長は、前項の場合において、借受人に故意又は重大な過失があると認めるときは、借受人に損害に係る費用を負担させることができる。

4 物品の貸与において、借受人の故意又は過失により借受人又は第三者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(その他)

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

熱中症予防推進用物品借用申請書

熊谷市長 氏名 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

(主催者)氏名・名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

行事等の開催にあたり、会場における参加者の熱中症予防と被害を防止するため、

次のとおり熱中症予防推進用物品を借用したく申請します。

行事等の概要	名 称					
	日 時	年 月 日 ( ) から		年 月 日 ( ) まで		
	場 所	熊谷市				
	内 容					
借用申請	物品の内訳	(1) のぼり旗 枚		(2) ポール 本		
	使用期間	年 月 日 ( ) から		年 月 日 ( ) まで		
	管理責任者	住 所	勤務先・自宅			
		氏 名				
		電 話 番 号				
	受け渡し	借用予定日	年 月 日 ( )			
返却予定日		年 月 日 ( )				
許可	係	合 議	係長	副課長	課長	

※ 太枠の中をご記入ください。

熱中症予防推進用物品貸与決定通知書

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

(主催者) 氏名・名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 様

熊谷市長 氏名



年 月 日付けで申請のありました熱中症予防推進用物品につきまして、

次のとおり貸与します。

許可内容	物品の内訳	(1) のぼり旗 枚 (2) ポール 本		
	使用期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで		
	管理責任者	住 所	勤務先・自宅	
		氏 名		
		電 話 番 号		
	受け渡し	借用予定日	年 月 日 ( )	
返却予定日		年 月 日 ( )		
留意事項	<p>1 物品の取扱いについては、危険防止のため、特に次のことに注意すること。</p> <p>(1) のぼり旗について、風を受けて飛ばされたり、転倒したりしないよう固定すること。</p> <p>2 市は貸与物品による事故等の責任は一切負いません。また、目的外使用は、禁止します。</p> <p>3 使用中は、物品を適切に管理し、万一紛失又はき損した場合は、速やかに市に連絡すること。</p> <p>4 使用後は、元通りにして返却すること。</p> <p>5 物品の貸与に係る費用は、無料とする。</p>			

様式第3号（第5条関係）

文書記号第 号

年 月 日

熱中症予防推進用物品貸与非決定通知書

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

(主催者) 氏名・名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 様

熊谷市長 氏名



年 月 日付けで申請のありました熱中症予防推進用物品につきまして、  
下記の理由により貸与できませんので通知します。

記

理 由 \_\_\_\_\_